

造林事業請負契約書（案）

- 1 事業名 5年度石狩署【札幌地区】保全整備造林第7号
- 2 事業場所 石狩森林管理署 44林班ぬ小班外
- 3 事業量 地拵 2.41ha  
下刈 38.38ha  
除伐 20.89ha 外
- 4 事業期間 契約締結日の翌日から  
令和6年11月30日まで  
ただし、作業種別又は箇所別の事業期間は、別紙事業内訳書のとおり
- 5 請負金額 金 円也  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税」という。)額  
金 円也)  
〔注〕 ( )の部分は、請負者が課税対象業者である場合に使用する。
- 6 選択条項 別冊約款中选择される条項は次のとおりである。  
(適用されるものは○印、削除されるもの×印。)

適用削除の区分	選択事項		選択条項
	契約保証金の納付		第4条第1項第1号
	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供		第4条第1項第2号
	銀行、甲が確実と認める金融機関等の保証		第4条第1項第3号
	公共工事履行保証証券による保証		第4条第1項第4号
	履行保証保険契約の締結		第4条第1項第5号
×	支給材料及び貸与品		第15条
	前金払	分の 以内	第35条第1項
	中間前金払		第35条第3項
○×	部分払	2回以内	第38条
	国庫債務負担行為に係る契約の特則		第40条

(注) 国庫債務負担行為に係る契約にあつては、別紙を添付する。

## 7 支給材料及び貸与物件

品名	品質規格	数量	引渡予定場所	引渡予定年月日

## 8 特約事項

別紙のとおり

上記の事業について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び北海道森林管理局ホームページに掲載している国有林野事業造林事業請負契約約款（本事業の公告日現在）によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は、別紙共同事業体協定書により契約書記載の事業を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和6年5月 日

発注者 住所 札幌市中央区宮の森3条7丁目70  
分任支出負担行為担当官  
石狩森林管理署長 佐藤 肇 印

請負者 住所  
氏名 印

[注] 請負者が共同事業体を結成している場合においては、請負者の住所及び氏名の欄には、共同事業体の名称並びに共同事業体の代表者及びその他の構成員の住所及び氏名を記入する。

## 特約事項

- ① 請負者は、「国有林野事業造林事業請負契約約款」又は「国有林野事業製品生産事業請負契約約款」に定める事業計画書を作成するに当たり、技術提案書に記載された内容を反映するものとする。
- ② 発注者が採用した技術提案については、その後の事業において、その内容が一般的に使用されている状態になった場合には、発注者は無償で使用できることとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案についてはこの限りではない。
- ③ 発注者が技術提案を適正と認めることにより、設計図書において事業実施方法等を指定しない部分の事業に関する請負者の責任が軽減されるものではないこととする。
- ④ 請負者の責により事業計画書の記載内容が満足出来ないと発注者が判断した場合は、発注者は、「国有林野事業の素材生産及び造林に係る請負事業成績評定要領の制定について(平成20年3月31日付け19林国業第244号林野庁長官通知)」に定める事業成績評定について、単年度の場合にあっては履行できなかった項目ごとに3点ずつ減ずること、複数年度にわたる事業の場合にあっては当該不履行があった年度において履行できなかった項目ごとに3点ずつ減ずることができることとする。
- ⑤ 請負者が事業計画書のうち技術提案に係わる内容を履行できなかったと発注者が認めた場合で再度事業実施が困難あるいは合理的でない場合は、発注者は契約金額の減額、損害賠償請求等を行うことができることとする。



大型機械(グラップル等)

## 事業内訳書

担当区	林小班	作業種別 (細分)	面積(ha)		作業仕様				作業期間年月日		備考
			区域	実行	刈払方法	刈幅(m)	残幅(m)	連絡路(m)	から	まで	
野幌	41 わ	新植地拵 (大型機械)	1.17	0.37	筋刈	3.0	5.0		R6.9.1	R6.11.30	グラップル等
野幌	41 ほ36	新植地拵 (大型機械)	0.99	0.29	筋刈	3.0	5.0		R6.9.1	R6.11.30	グラップル等
野幌	49 に	新植地拵 (大型機械)	6.25	0.82	筋刈	3.0	5.0		R6.9.1	R6.11.30	グラップル等
		新植地拵 (大型機械)計	8.41	1.48							
		野幌計	8.41	1.48							
合計			8.41	1.48							

下刈

## 事業内記書

担当区	林小班	作業種別 (細分)	樹種	面積 (ha)		作業仕様						作業期間年月日		備考
				区域	実行	刈払 方法	刈幅 (m)	残幅 (m)	周囲刈 (m)	連絡路 (m)	孔状 面数	から	まで	
当別	302 ろ	人工林 下刈1回刈	トドマツ	6.11	1.43	筋刈	4.0	4.0				R6.6.17	R6.8.30	
当別	311 に	人工林 下刈1回刈	カラマツ	12.91	1.91	筋刈	2.0	2.0				R6.6.17	R6.8.30	
		人工林 下刈1回刈 計		19.02	3.34									
当別	309 ろ	人工林 下刈2回刈1回目	カラマツ	5.71	0.46	筋刈	2.0	2.0				R6.6.1	R6.6.30	
当別	314 む	人工林 下刈2回刈1回目	カラマツ	3.18	0.32	筋刈	3.0	4.0				R6.6.1	R6.6.30	
当別	314 る	人工林 下刈2回刈1回目	カラマツ	1.78	1.78	筋刈	3.0	4.0				R6.6.1	R6.6.30	
		人工林 下刈2回刈1回目 計		10.67	2.56									
当別	309 ろ	人工林 下刈2回刈2回目	カラマツ	5.71	0.46	筋刈	2.0	2.0				R6.8.1	R6.8.31	
当別	314 む	人工林 下刈2回刈2回目	カラマツ	3.18	0.32	筋刈	3.0	4.0				R6.8.1	R6.8.31	
当別	314 る	人工林 下刈2回刈2回目	カラマツ	1.78	1.78	筋刈	3.0	4.0				R6.8.1	R6.8.31	
		人工林 下刈2回刈2回目 計		10.67	2.56									
		当別 計		40.36	8.46									
野幌	36 む2	人工林 下刈2回刈1回目	ヤチダモ	2.33	0.62	筋刈	3.0	5.0				R6.6.1	R6.6.30	
野幌	37 り	人工林 下刈2回刈1回目	ヤチダモ	2.56	0.03	筋刈	3.0	5.0				R6.6.1	R6.6.30	
野幌	38 る	人工林 下刈2回刈1回目	ヤチダモ	1.33	0.66	筋刈	3.0	5.0				R6.6.1	R6.6.30	
野幌	54 は	人工林 下刈2回刈1回目	トドマツ	2.59	1.80	筋刈	3.0	5.0				R6.6.1	R6.6.30	
野幌	54 と	人工林 下刈2回刈1回目	トドマツ	0.45	0.28	筋刈	3.0	5.0				R6.6.1	R6.6.30	
野幌	54 ち	人工林 下刈2回刈1回目	トドマツ	0.56	0.38	筋刈	3.0	5.0				R6.6.1	R6.6.30	
野幌	59 へ	人工林 下刈2回刈1回目	トドマツ	2.86	0.20	筋刈	3.0	5.0				R6.6.1	R6.6.30	
野幌	59 と	人工林 下刈2回刈1回目	トドマツ	10.59	0.33	筋刈	3.0	5.0				R6.6.1	R6.6.30	
野幌	60 に	人工林 下刈2回刈1回目	トドマツ	4.60	1.21	筋刈	3.0	5.0				R6.6.1	R6.6.30	
野幌	60 ほ	人工林 下刈2回刈1回目	トドマツ	2.09	0.37	筋刈	3.0	5.0				R6.6.1	R6.6.30	
野幌	60 へ	人工林 下刈2回刈1回目	トドマツ	0.85	0.13	筋刈	3.0	5.0				R6.6.1	R6.6.30	
野幌	60 む	人工林 下刈2回刈1回目	トドマツ	1.58	0.38	筋刈	3.0	5.0				R6.6.1	R6.6.30	
野幌	60 ち2	人工林 下刈2回刈1回目	トドマツ	0.95	0.95	筋刈	3.0	5.0				R6.6.1	R6.6.30	
野幌	61 は	人工林 下刈2回刈1回目	トドマツ	4.90	2.10	筋刈	3.0	5.0				R6.6.1	R6.6.30	
野幌	61 に	人工林 下刈2回刈1回目	トドマツ	3.42	1.02	筋刈	3.0	5.0				R6.6.1	R6.6.30	
野幌	61 ほ	人工林 下刈2回刈1回目	トドマツ	2.85	2.08	筋刈	3.0	5.0				R6.6.1	R6.6.30	
野幌	61 へ	人工林 下刈2回刈1回目	トドマツ	3.37	0.39	筋刈	3.0	5.0				R6.6.1	R6.6.30	
野幌	61 む	人工林 下刈2回刈1回目	トドマツ	1.94	0.16	筋刈	3.0	5.0				R6.6.1	R6.6.30	
野幌	62 ろ	人工林 下刈2回刈1回目	トドマツ	2.49	0.91	筋刈	3.0	5.0				R6.6.1	R6.6.30	
野幌	62 は	人工林 下刈2回刈1回目	トドマツ	1.65	0.46	筋刈	3.0	5.0				R6.6.1	R6.6.30	
野幌	62 へ	人工林 下刈2回刈1回目	トドマツ	1.64	0.50	筋刈	3.0	5.0				R6.6.1	R6.6.30	
		人工林 下刈2回刈1回目 計		55.60	14.96									
野幌	36 む2	人工林 下刈2回刈2回目	ヤチダモ	2.33	0.62	筋刈	3.0	5.0				R6.8.1	R6.8.31	
野幌	37 り	人工林 下刈2回刈2回目	ヤチダモ	2.56	0.03	筋刈	3.0	5.0				R6.8.1	R6.8.31	



除伐

## 事業内訳書

担当区	林小班	作業種別 (細分)	樹種	面積(ha)		作業仕様			作業期間年月日		備考	
				区域	実行	区分	除伐 ha本数	つる切 ha本数	立木伐倒 ha本数	から		まで
当別	307 そ	人工林 除伐	トドマツ	1.65	1.65	併行	300	600		契約締結日の翌日	R6.11.30	
当別	307 つ	人工林 除伐	トドマツ	1.05	1.05	併行	300	600		契約締結日の翌日	R6.11.30	
当別	307 ね	人工林 除伐	トドマツ	0.28	0.28	併行	300	600		契約締結日の翌日	R6.11.30	
当別	334 は	人工林 除伐	トドマツ	6.44	6.44	併行	300	800		契約締結日の翌日	R6.11.30	
当別	334 に	人工林 除伐	トドマツ	2.26	2.26	併行	300	800		契約締結日の翌日	R6.11.30	
当別	334 ほ	人工林 除伐	トドマツ	1.95	1.95	併行	300	800		契約締結日の翌日	R6.11.30	
当別	334 へ	人工林 除伐	トドマツ	5.54	5.54	併行	300	1,100		契約締結日の翌日	R6.11.30	
当別	334 と	人工林 除伐	トドマツ	1.72	1.72	併行	300	600		契約締結日の翌日	R6.11.30	
		人工林 除伐 計		20.89	20.89							
		当別 計		20.89	20.89							
合計				20.89	20.89							



作業道刈払

## 事業内記書

担当区	作業道名	作業種別 (細分)	刈払 延長 (m)	作業仕様				作業期間年月日		備考
				刈幅				から	まで	
当別	307ね林小班線	作業道修理刈払	100	3.0m				契約締結日の翌日	R6.11.30	
当別	南部の沢支線	作業道修理刈払	1,313	3.0m				契約締結日の翌日	R6.11.30	
		当別計	1,413							
野幌	東六号	作業道修理刈払	1,018	3.0m				契約締結日の翌日	R6.11.30	
		野幌計	1,018							
合計			2,431							

## 設計図書について

入札公告及び北海道森林管理局ホームページに掲載している設計図書（造林事業請負標準仕様書、北海道森林管理局造林事業請負仕様書、図面）については、本事業の公告日現在に交付したものとする。